

平成25年3月1日
国 税 庁

情 報

<マレーシアに輸出される酒類に関する輸入規制の解除について>

福島第一原子力発電所の事故を受けて、マレーシアに輸出される全ての酒類については産地証明書の添付が求められるとともに、福島県産の酒類に関してはマレーシア側で全ロット検査の対象となっておりました。

今般、マレーシア当局より同規制措置を解除する旨の連絡があり、平成25年3月1日以降にマレーシアに輸入される酒類については、産地証明書の添付は不要となります。